

第34号議案

神戸市水道条例及び神戸市六甲山上水道条例の一部を改正する条例の件  
神戸市水道条例及び神戸市六甲山上水道条例の一部を改正する条例を次のよう  
に制定する。

平成31年2月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市水道条例及び神戸市六甲山上水道条例の一部を改正する条例  
(水道条例の一部改正)

第1条 神戸市水道条例(昭和39年3月条例第46号)の一部を次のように改正す  
る。

第12条第1項、第13条、第19条の2第1項、第31条の9第2項及び第31条の  
10中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(六甲山上水道条例の一部改正)

第2条 神戸市六甲山上水道条例(昭和47年10月条例第44号)の一部を次のよう  
に改正する。

第2条第1項、第3条、第4条第1項及び第5条中「100分の108」を「100  
分の110」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行う  
ための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)附則第1条  
第2号に定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(神戸市の水道事業についての水道料金に係る経過措置)

2 神戸市水道条例(神戸市六甲山上をその給水区域とする水道事業にあつては、  
神戸市六甲山上水道条例を含む。)の規定に基づき施行日前から継続して行っ  
ている給水で施行日以後初めて神戸市水道条例第14条第1項の規定による決定又  
は同条第2項の規定による認定(以下この項において「決定等」という。)をす  
るものに係るその決定等に係る水道料金については、なお従前の例による。

(神戸市の水道事業についての固定費負担金に係る経過措置)

- 3 前項の規定は、神戸市水道条例（神戸市六甲山上をその給水区域とする水道事業にあつては、神戸市六甲山上水道条例を含む。）の規定に基づく神戸市水道条例第31条の9の規定に基づく固定費負担金の金額の算定について準用する。この場合において、前項中「第14条第1項の規定による決定又は同条第2項の規定による認定（以下この項において「決定等」という。）」とあるのは「第31条の9第3項の規定に係る実際の使用水量の把握（以下この項において単に「把握」という。）」と、「その決定等に係る水道料金」とあるのは「その把握に係る固定費負担金」と読み替えるものとする。

(神戸市の水道事業についての違約金に係る経過措置)

- 4 第2項の規定は、神戸市水道条例（神戸市六甲山上をその給水区域とする水道事業にあつては、神戸市六甲山上水道条例を含む。）の規定に基づく神戸市水道条例第31条の10本文の規定に基づく違約金の金額の算定について準用する。この場合において、第2項中「第14条第1項の規定による決定又は同条第2項の規定による認定（以下この項において「決定等」という。）」とあるのは「第31条の10本文の規定に係る実際の使用水量の把握（以下この項において単に「把握」という。）」と、「その決定等に係る水道料金」とあるのは「その把握に係る違約金」と読み替えるものとする。

## 理 由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行等に伴い、条例を改正する必要があるため。

(参考 1)

神戸市水道条例 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(料金)

第12条 料金は、基本料金と従量料金の合計額  
に100分の108を乗じて得た額とし、使用者か  
ら徴収する。

100分の110

2～5 略

(特別給水の料金)

第13条 第12条の規定にかかわらず、消火栓  
(メーターが設置されているものを除く。)に  
より公共の消防用以外の用のため給水を行つ  
た場合又は給水装置を用いない方法で給水を行  
つた場合の料金は、使用水量1立方メートルにつ  
き415円以下で管理者の定める金額と当該給水  
のため特に要した費用相当額との合計額に100  
分の108を乗じて得た額とする。

100分の110

(分担金)

第19条の2 分担金は、次の表に掲げる金額に  
100分の108を乗じて得た額とし、給水装置の  
新設及び増径の工事申込者から徴収する。こ  
の場合において、増径の工事申込者から徴収  
する分担金は、新口径に係る分担金と旧口径  
に係る分担金との差額とする。

100分の110

メーターの口径	金額
略	略

2, 3 略

(固定費負担金の金額の算定)

第31条の9 略

2 固定費負担金の金額は、第1号に掲げる水  
量に第3号に掲げる1立方メートル当たりの  
金額を乗じたものから第2号に掲げる水量に

第3号に掲げる1立方メートル当たりの金額を乗じたものを控除し、これに100分の108を乗じて得た金額とする。

100分の110

(1)～(3) 略

### 3 略

(水道水の実際の使用水量が水道水及び水道水補給水に係る計画使用水量を超えた場合の取扱い)

第31条の10 地下水等併用水道を設置している使用者（固定費負担金の徴収を受けない者を含む。）に関して、管理者は、本市の水道事業により供給を受ける水に係る2月間の実際の使用水量が第31条の8第3号アに掲げる水量を超えたときは、当該2月間の実際の使用水量に対応する第12条第4項の規定による従量料金（以下この条において単に「従量料金」という。）の金額から第31条の8第3号アに掲げる水量に対応する従量料金の金額を控除し、これを3倍したものに100分の108を乗じて得た金額を、違約金として、徴収することができる。ただし、管理者において特にやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

100分の110

(参考 2)

神戸市六甲山上水道条例 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(料金)

第2条 料金は、基本料金と従量料金の合計額に100分の108を乗じて得た額とし、使用者から徴収する。

100分の110

2～4 略

(特別給水料金)

第3条 前条の規定にかかわらず、消火栓（メーターが設置されているものを除く。）により公共の消防用以外の用のため給水を行つた場合又は給水装置を用いない方法で給水を行つた場合の料金は、使用水量1立方メートルにつき580円以下で水道事業管理者（以下「管理者」という。）の定める金額と当該給水のため特に要した費用相当額との合計額に100分の108を乗じて得た額とする。

100分の

110

(分担金)

第4条 分担金は、次の表に掲げる金額に100分の108を乗じて得た額とし、給水装置の新設及び増径の工事申込者から徴収する。この場合において、増径の工事申込者から徴収する分担金は、新口径に係る分担金と旧口径に係る分担金の差額とする。

100分

の110

メーター の口径	略
金額	略

2, 3 略

(開栓手数料)

第5条 中止栓を開栓するときは、開栓手数料として、次の表に掲げる金額に100分の108を

100分の110

乗じて得た額を開栓申込者から徴収する。

メーター の口径	略
開栓手数 料	略